

国民健康保険 保険者努力支援制度

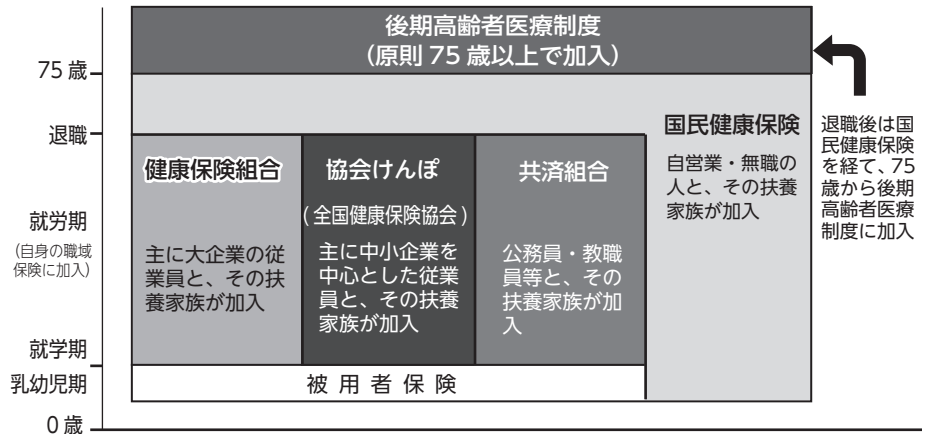
～特定健診やがん検診を受診しましょう～

みなさんは、ご自分が何の医療保険に加入しているか知っていますか。

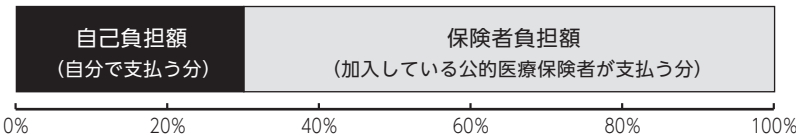
医療保険は大きく分けると、公的医療保険と民間の医療保険の2種類に分類されます。日本では、全ての国民が公的医療保険に加入することが義務付けられており、全員が保険料を支払うことでお互いの負担を軽減する国民皆保険制度が導入されています。(民間の医療保険は任意)

公的医療保険には、一般的に社会保険といわれる会社員等の被雇用者が加入する被用者保険、お店などの小規模個人事業主の人や無職の人などが加入する国民健康保険、75歳以上の人加入される後期高齢者医療保険があり、保険証を提示すれば、病院など医療機関で支払う治療費は自己負担分だけで済むようになっています。これは加入している医療保険者が残りを負担してくれているからです。郡上市で国民健康保険に加入されている人の場合、郡上市の国保特別会計がその分を負担しています。

日本の公的医療保険制度



お医者さんにかかったときの実際の医療費 (例)



※ 3割負担の人の場合、例えば窓口で自己負担額として3,000円支払ったとしたら、医療費の総額は1万円近くかかっていることになります。

では、国保特別会計に必要なお金はどうなっているのでしょうか。実は、国保加入者から収められた国保税だけでなく、国や県からの補助金と市の一般会計からの繰入金を財源として成り立っています。(右円グラフ参照)

補助金には色々ありますが、その中でぜひ知って欲しい補助金があります。それは、「**保険者努力支援制度**」という交付金で、郡上市の成績によって交付額が変わります。保険者である郡上市は、市民のみなさんの健康維持や促進を図るために様々な事業を実施していますが、**国保加入者のみなさんが特定健診やがん検診を受診したり、特定保健指導やジェネリック医薬品を利用したりする割合などがその成績を左右します。**

市民のみなさんには、こうした制度があることを知っていただき、ご自身の健康の維持・促進のため、そして医療費の適正化による医療費負担の軽減と健全な郡上市国保の運営に、ご理解とご協力をお願いします。

(※次回は、保険者努力支援制度の郡上市の成績についてお伝えしますので、お楽しみに。)

国民健康保険特別会計 財源内訳

